

公正な研究活動のために

豊橋技術科学大学の全ての研究者は、「豊橋技術科学大学憲章」に掲げる基本理念のもと、技術科学を究め、産業・社会にイノベーションをもたらす先端的研究を推進することを目標にしています。

研究は、社会からの信頼と負託を前提とする活動です。しかしながら、大学、研究期間においてデータのねつ造、改ざん、盗用などの研究不正行為や公的研究費の不正使用が後を絶たず起こったことから、平成26年、文部科学省は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日、文部科学大臣決定）を制定しました。

これを機に、本学においても、公正な研究を推進するための体制を整備し、研究倫理教育などの取り組みを行っているところです。

本リーフレットは、本学において研究活動に携わる全ての方に、研究活動に際し知っておいていただきたい基本事項をまとめたものです。熟読の上、公正な研究活動を推進願います。

平成30年3月

国立大学法人豊橋技術科学大学研究公正委員会

豊橋技術科学大学における研究者等の行動規範（抜粋）

I. 研究者の責務

【研究者の姿勢】

研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

【社会の中の研究者】

研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

【社会的期待に応える研究】

研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

II. 公正な研究

【研究活動】

研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。なお、研究費の使用にあたっては、事務職員等と密接な連携を図り、適正な使用を行うとともに、不正使用の発生を未然に防止するよう努める。

【研究環境の整備及び教育啓発の徹底】

研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

公正な研究推進に関連する主な学内規程等

◆豊橋技術科学大学における研究者等の行動規範

<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/286.html>

◆国立大学法人豊橋技術科学大学研究公正規程

<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/287.html>

◆国立大学法人豊橋技術科学大学研究不正行為に対する告発等及び調査に関する細則

<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/288.html>

◆国立大学法人豊橋技術科学大学研究公正委員会規程

<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/65.html>

